

## 介護報酬引き下げの見直しを求める意見書

厚生労働省は介護保険サービスごとに事業者を支払われる介護報酬の改定案を、2月6日に社会保障審議会介護給付費分科会で決定した。特別養護老人ホームの基本報酬について6%もの大幅引き下げを行うほか、通所介護の小規模事業所で最大9%、要支援者向けでは、訪問介護で5%、通所介護は20%もの報酬引き下げとなっている。また、認知症対応を強化するといいつながら、グループホームの基本報酬も6%近く削減するというものである。

介護の現場は深刻な人手不足にあえいでいる。東京都高齢者福祉施設協議会が昨年12月に行った調査によると、都内の約半数の特別養護老人ホームで職員が定数に満たない状況となっており、その最大の理由が、低賃金のために職員が集まらないというものである。

今回の報酬改定で、介護職員の処遇改善面は月額平均で12,000円の賃上げになるよう上乗せ加算を設けるものとなっているが、人員不足解消につながる保障にはならない。社会保障審議会介護給付費分科会に出席した委員から「基本報酬が下げられたことを危惧している。処遇改善に水をさす」、「加算で埋め合わせるやり方は邪道だ」と、改定案への批判意見が出る状況となっている。

今回の報酬引き下げに対しては、全国老人福祉施設協議会が、1施設当たり年額1,500万円程度の減収、4人分の人件費に相当すると試算し、「6割の施設が赤字に転落する」、「介護難民が増える」と強調するように、介護報酬の引き下げが現場の危機に拍車をかけることは明白であるばかりか、行き場がなくなる高齢者が次々生まれる深刻な事態を迎えることとなる。

よって、町田市議会は、政府に対し、介護現場の人手不足に拍車をかけ、施設の運営と経営を直撃することになる介護報酬の引き下げは見直しすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。